第1回 地方分権改革有識者会議 議事概要

開催日時:平成 25 年 4 月 12 日 (金) 17:59~19:35

場 所:内閣総理大臣官邸4階大会議室

出席者:

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長(司会)、小早川光郎座長代理、柏木斉、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

[政府] 安倍晋三内閣総理大臣(冒頭挨拶)、新藤義孝内閣府特命担当大臣(地方分権 改革)、坂本哲志内閣府副大臣、北村茂男内閣府大臣政務官、松元崇内閣府事務次官、 清水治内閣府審議官、青木信之内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分 権改革推進室次長

主な議題

- 1 地方分権改革の在り方について
- 2 国から地方への事務・権限の移譲等について
- 1 冒頭、安倍内閣総理大臣から以下の主旨の挨拶がなされた。

(安倍総理大臣) 地方の元気なくして国の元気はない。魅力あふれる地域をつくるためには、地域ごとの創意工夫を活かし、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができるように地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠。

現在、政府が進めている地方分権改革は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革 推進委員会での議論に由来するもの。私としても強い意欲を持って引き続き取り組ん でいきたい。

改革の推進に政府が一体となって取り組んでいくため、先日、3月8日に私を本部 長とする地方分権改革推進本部を立ち上げた。

このたび、新藤大臣の下に新たに開催されたこの有識者会議には、高い御見識や豊富な経験を有する皆様方に御参加をいただいたところであり、今後の改革の展望や進め方について、様々な角度から精力的に議論いただき、政府が取り組むべき地方分権改革の方向性を取りまとめていただきたい。

2 次に、新藤内閣府特命担当大臣(地方分権改革)から以下の主旨の挨拶及び、座長指 名等がなされ、了承された。

(新藤大臣) 「地方分権改革有識者会議」を地方分権改革担当大臣の下で設置させていただいた。その目的は、地方分権改革をいかにして進めていくかという一言に尽きるわけであるが、今、日本の国を再生させ、そして地域の活力とともに国全体

を元気にさせるために分権改革というのは必ず進めていかなければいけない、重要な課題だと思っている。会議を設けさせていただいた心は、まず第一に、これから先の地方分権改革はどのように考えていくべきなのか総括をして、また展望を描いていきたいと思っており、今までのステップを踏まえて、次にどこに向かっていこうかということを議論したい。次に、第1次安倍内閣が発端となり、前政権においても進められてきた地方分権改革の成果について国民に理解を得るための取組、また改革の成果をきちんと知らしめるという意味でも議論いただきたい。3つ目に、第1次、第2次一括法と法律で処理してきた。第3次の見直し分は、法律ができていないので、取り残しになっている。したがって、今回私のほうで、前政権においてまとめたが法律として未成立の部分と、更に折衝を重ねて新たに加えられる部分も含めて、第3次一括法案として、今できる限りのものを集めて法案処理をする。そういったことを確実に実施していくための方策についても議論をいただきたい。

この会議は実務的な会議にしたいと思っている。総理の下で全閣僚が参加する地方分権改革推進本部というものができており、その本部の中で担当大臣である私の下で有識者の先生方の御意見を頂戴して、まとめたものを本部に上げ、その中で相互連携を図っていく。政策決定は本部で、調査機能は有識者会議で行うということでお願いしたいと思っている。

今、安倍内閣はこれからどういう国をつくっていくのかといえば、まずは三本の矢で経済を進めているが、その先にあるのは持続可能な成長政策と地域の活性化だと思う。そのために6月を目途に、これからの日本を変えていくための展望が出されていくのであり、これから内閣が定めていく国家運営の方針の中に地方分権の改革の道筋というものも是非入れ込んでいきたい。

したがって、最終的には、本年の夏ごろが成果物を出す目的になると思うが、まずは6月にまとめる前にある程度の中間取りまとめをさせていただき、骨太の方針だとか国家の戦略に是非入れ込んでいきたいと思っている。

- 3 地方分権改革有識者会議の運営要領が原案のとおり了承された。
- 4 神野座長から本日の会議の流れについて説明があり、議題 1 「地方分権改革の在り方について」各議員から意見表明がなされた。

(森議員) 例えば社会保障等について、家に力があった時代というのは金銭給付で十分賄えた時代もあったと思っているが、それが今、家族構成その他あるいは暮らし方が大きく変わって、基礎自治体が担うサービス給付の重要性が大変大きくなっていると思う。

ところが、そのサービス給付を自治体ごとの創意工夫でいろんなことをやろうとしても、いろいろな義務付け・枠付けがあったり、さらには協議というようなことがあったりして、テーブルがなかなか設けられないなどでスピード感を出せずにいるのが

実態ではないかと感じている。人口が減っていく中で、二重行政を何とか排除しながら、全体としてスピード感を持っていくために国、都道府県、市町村の役割というものをどう変えていくのかということが地方分権の最終的な議論の着地点なのだと思っている。

我々の立場で言うと、一つ一つの細かい具体の問題はともかく、議論の在り方としては国から市町村への権限移譲、事務の移譲ということと、都道府県から市町村への 移譲ということとを分けて議論していく必要があると思っている。

(古川議員) 先ほど大臣から、6月目途の骨太の方針と国家の戦略に間に合うように中間的な取りまとめをしていくという目標が示された。私たちはそれを常にイメージしながら、どのようなまとめをしていくのかということを頭に置いてやっていきたい。

国は国としてやらなければいけないことがこの時代に山ほどあり、たくさんのすばらしい人材もいるので、国でしかできないことに全力を尽くしてもらい、地域のことについてはむしろ地域に任せたほうが、人材の有効な活用にもつながるのではないか。

権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しについても、国が頼りない、やらなくていいということではなく、むしろ国の方たちは真に国家として必要なことに特化していただくことが必要だと思っているところ。

その上で、これからの地方分権の改革の在り方について、なるべく速やかに議論を進めていって、何をやっていくのかをできるだけ早く明らかにしていくべきだと思っている。その中で、知事会として主張していくことを一つ申し上げれば、国と地方の協議の場は、現在、年に数回の定例の場はあるが、なかなか実質的な議論ができていない。行政課題別の分科会を設置するということを是非ともお願いしたいと思っているところであり、こういう場を通じて、国と地方が常に前向きな方向で議論ができるような環境ができればと思っているところである。その上で、これまで累次にわたって勧告がなされ、それぞれ取組がなされ、本日も第3次一括法案の閣議決定を新藤大臣のイニシアチブで実現していただいた。このように進んでいるので、私どもの有識者会議の議論というのは、この上に立って、限られた中で何をやっていくのかという議論でなければならないのではないかと思っている。

実際に地方分権改革推進委員会の勧告に書かれている中でまだ進んでいないものも 幾つかある。特にこれまでやってできていたものは義務付け・枠付けの見直しで、2 次、3次勧告でいろいろやっているが、できていない部分というのが権限の移譲であ る。権限の移譲についてこの場で議論していくという方針も見えているようであるが、 そのほか教育委員会の在り方であるとか、義務付け・枠付けのことも含めて議論は様々 あるということを是非この機会に認識いただければありがたいと思う。

(谷口議員) 地方分権の時代に入ると、おそらく有権者の意識が国やお上の言うこと を聞いていればうまくいくという委任型の民主主義から、自分たちも住んでいる地域 の課題や問題に参画していかなければならない。つまり、それは権利でもあるが義務 でもある。自分たちも真剣に考えて参加しなければ地域が危機にさらされる。こうし

た危機感を住民の方々とも共有する作業であろうと思う。今日、様々な時代の変化の 中で有権者の意識というのも非常に高まっているが、ともすれば問題点を指摘する、 あるいは何らかの抗議、要求等といったところで非常に過敏に敏感になっている側面 もあるかと思うが、これを全体として調整し、なるべく良い方向に進めるためには、 いろんなことを話し合ったり分かっていただいたり、全体のことをみんなでやってい く民主主義の一番難しい過渡期に来ているとも思う。そういった中で、いわば熟議民 主主義という言葉の背景として、住民に考えていただいて、その意見を生かしていく 政策過程ということも注目されているが、なかなかこれを具体的にやろうとするとま だ難しい面があるということも体験していく最中であろうとも思う。そのため、普通 の市民、国民、住民の視点から立ったときに、地方分権というものがどう受け入れら れてうまく進めていけるのかといったことで普通の市民視点から話ができればと思う。 地方分権改革について少し感じている点として2点ある。1つは、社会 状況とか政治状況の変化というものがどのような影響を地方分権改革に及ぼすかと いうことである。市町村合併の実施、地方自治体における行財政改革の本格的な推進、 景気動向の変化、かなり大きな政治の動き、といったことによってもたらされた社会 の変化というものが分権改革にどのように作用していくのかということは考えなけ ればいけないと思う。もう一点としては、市民との距離感ということを感じている。 地方分権という概念は、かなり社会的にも浸透したという印象があるが、実際、これ までに改革を進めてきて、市民の生活がどのように豊かになっているのかという視点 からの検討というのが重要ではないかと考えている。

これから引き続き分権改革でいろいろ制度が変わっていく。それは市民の生活基盤というものを長期的に変えていくという役割を持ってしまうわけなので、市民目線から見て十分に支持できる哲学というか、原理原則に則って、かつ市民の理解を得ながら進めるということが非常に重要ではないかと思う。住民というのは、同時に国民でもあるという点からすると、例えば分権改革をした結果、地域間格差が拡大するようなことは、国民は当然望まないわけなので、そのようなことがないように配慮しなければならないと思う。その点で言えば、行政の効率性などといった行政の論理だけでなく、市民が住民としても国民としても納得できるロジックというようなものをきちんと示していくということが大切なのではないかと改めて考えているところ。

(白石議員) 分権については当然国の持っている権限をいきなり町村におろせという としょせん無理な話だが、都道府県におろし、その中から地域に密接なものは市町村 におろしていく。

実際に町長という仕事をしていると、当然直接住民と対話をしたり、あるいは行政に説明に行ったりという、まさに住民と一体になった政治をやらないとなかなか住民の支持は得られないわけである。そういう中で、平成の合併で愛媛県は70の市町村が20の市と町になった。非常に合併が進み、市や町も大きくなったり、人口も増えたりということで、町単位の人口は増えている。町長をずっとやっていると、権限という

面で一番感じるのは、まちづくりをしていく上では都市計画とか土地の利用等のある程度の権限がないと、なかなか自分の理想とする町というのはできない。キャッチフレーズは幾らでもつくることができるが、実現するためには土地の利用であるとか都市計画、公園、道路をどうするかなど、町長に権限があるともう少し自由な町あるいは住民の望む町ができるのかと思う。住宅を建てたいと言われても私の権限ではないとなるわけである。市街化区域、調整区域も私の自由にはできない。そのため、行きつくところとしては、どれだけ基礎自治体に権限を渡すのかというところが一番大事なのかなと思う。

(小早川座長代理) 地方分権の流れの中で感じることであるが、ずっとこの間、第1次以来、国と地方の適切な役割分担というスローガンがあった。もちろん、地方の役割を拡大するという方向である。仕事の事務・権限を増やすということ、事務・権限の行使についての自主性、自立性を強めるということである。この両方がなかなか両立するのが難しい。仕事を増やそうとすると、国の仕事を移譲しようとすると関与もついていくということで、なかなか両方やっていくというのは難しい。かなり進んできたとは思っている。ただ、その辺のこともあって、一面ではなかなかこれ以上、この調子でどこまで事務・権限を移していっていいのか、自主性、自立性を野放図に認めていって大丈夫なのかという声が他方では出ているということも事実だろうと思う。

事柄によっていろいろあると思うが、全体として見ればまだまだ適切な均衡点というか、国の役割、地方の役割、本来あるべきところまではいっていないと思うのだが、そこは大ざっぱに乱暴にどんどん進めるという段階ではなくて、事柄のそれぞれの実質に即して丁寧に考えていって、しかし、全体としてはまだまだ分権は進めるべきであろうというのが基本的な感じである。

国、各省だけではなくて地方でもこれで大丈夫かという不安の声は多分あるのだと思う。仕事が増えても財源、人材が伴わなければだめだということはあるから、そこはもちろん、しっかりと手当をしていかなければならない。今までやらなかったことをうまくやれるかという未知への不安はあるわけだろうと思う。そこを丁寧に、しかし力強く更に分権の方向へ進めていくということが大事なことだろうと思っている。

地方に元気なくして全体の元気はないということはそのとおりで、是非そういった 全体的に一時的なカンフルで元気をつけるというのではなくて地方の体質を強めて、 大臣も言われた持続的に元気な体質にするということが大事だろうと思っている。

(後藤議員) 都市計画も物理的な空間のみを対象としていた時代から社会的な空間を 現在対象としている時代に変わってきている。いわゆるTown Planning、City Planning という言い方から、ヨーロッパではSpatial Planningという言い方に変わってきてお り、Physical SpaceだけではなくてSocial Spaceも含んでPlanningの対象だというこ とである。そうしたときの計画の一つの単位としてCity Regionという言い方をする ようになってきた。1つの独立した都市だけではなくて、その周辺の地域も含めて一 体的な計画単位として捉えようということでCity Regionと言っている。

分権国家、ドイツの例を紹介すると、幾つか異なる町や都市を結びつけていこうということでRhein-Neckarといった3つの州にまたがるCity Region、計画的な圏域が生まれている。国、県、市町村という単位だけではなく、新たな複数の自治体が連動するような形の受け皿が分権国家ドイツでは今施行されているのである。私は内発力と外発力の両方を合わせた共発力というものが地域づくりに重要で、単に行政的な公共性だけではなくて、これから市民的な公共性、市場的な公共性も含めて地域を考えていく必要があるのではないかと思っている。

(柏木議員) 企業人として感じるのは、我が国の経済は本当に三本の矢と言われる安 倍政権の政策によって回復の兆しを大変見せており、明らかに社会のムードが変わっ てきていると実感している。我々民間企業や経済団体は、ムードの変化というものを 実体のあるものに変えていくというために、今後も政府と協力をさせていただきなが ら成長戦略を固めていかなければいけないと考えている。そんな中で、地方分権改革 に関連しては3つのことをお願いしたいと思っている。1点目は、大変な変化が起こ っている中でスピード感のある決定のできる体制にしていかなければいけない。今話 したムードの変化も新政権発足後のスピード感ある政策決定、実行を内外に示したこ とが大変大きいと思っているが、一方で、現状では国が決めなくてはいけないことが 多すぎると思っており、国はグローバルを意識した政策決定に集中し、変化への対応 力を上げて、国際競争力を上げることに取り組んでいただきたい。2点目が、地方に おいて抱える産業構造、人口動態と言った問題はそれぞれに事情が異なり、一律な対 応では解決ができないものであり、国の中においても本当に地域が多様化している現 状を認識して、地域の事情に即した政策決定ができる仕組みに変えていくべきではな いかということである。そういう変革を行うことでサービスを実際に受けている住民 が受益と負担のバランスをより意識できるようになって、限られた資源を有効に生か して地域に合った政策の選択と集中をしていくことが大切ではないかと思っている。 3点目は、日本が成長し、活力を取り戻すためには地域の活性化、活力の回復が絶対 条件で、都市部だけではなく、各地方、地域における成長の戦略、ビジョンが求めら れていると思っており、そのためには、一方で民間の力を活用する、さらには規制を 見直す取組も必要ではないかと思っている。

その意味で、今回政府が地方分権の推進体制を改めて再構築されたこと、大変期待している。明治以来の国の統治機構を変えることが求められていて、国と地方の役割を見直し、特に地方のことは自治体で議論を重ねて、みずからの責任で決めることができる体制に変えたいと思っている。自治体の責任、範囲が広がることによって、新たな機会が生まれるという視点で皆さんと議論ができればと思っている。

5 続いて意見交換が行われ、神野座長より次回会議までに議論のたたき台となる資料を 準備するという提案があり、了承された。 (森議員) 地域間格差を生じさせる方向に結果としてなることを避けてはいけないと思っている。20年後、30年後の市民のために、まちづくりをきちんとやろうとする努力をする、あるいは住民にも一定の負担や我慢を求めるなど、変なポピュリズムに流されないでやるべきことをやれるところとそうではないところに差が出てくるのは当然で、それを避けようとする考え方では何も変化は起きないと思っている。逆に交付税制度の留保財源の割合をもっと増やして、一生懸命努力をして税収が増えた、あるいは経費が下がったときに生まれてきたものの25%しか残らないというのではインセンティブが働かないので、ここを思い切って変えれば都市間の差は大きく出てくるし、いい効果が生まれるのではないかと思っている。

権限移譲も望むところと望まないところがあるのならば、望まないところは別に手を挙げなければいいし、一定の幅で選択ができるような形で変えていくということも必要ではないかと思う。選択できるようにしたからといって一挙に制度がおかしくなる自治体がそう出てくるとは思わないので、一定程度自由度を上げるために選択制のようなことをしながら、さらに自主財源が手元に残るような仕組みを同時に作るということが大事ではないかと思っている。

(古川議員) この場で議論すべきこととして、大きくは国から地方への権限の移譲というものがある、つまり制度改正をきちんとやっていかなければいけないということを基本にしておくべきだと思っている。その上で、この自治体だけ特にやらせる、やってもらうというものについては特区的な対応もあっていいのではないかと思っている。全国知事会ではスーパー総合特区というのを提案しており、これは元々構造改革特区で自民党政権のときにスタートしたものがその後、総合特区になったというところで一定の進化はあるが、結局自治体が出したものに対して国が判断し、オーケーしたものしか実行できないという仕組みそのものが変わっていない。

例えば非常にいい話だと思うのに残念だなと思う例でタクシーの時間距離併用制や、介護保健施設と障害福祉施設の共用に関する事例がある。個別の判断がいい悪いとかということは別にして、自治体や基礎自治体等ではなくて、遠くにいる人が判断しているところがもったいないと思っている。地方で実際にビジネスをしていればどういったところにお客がいるかわかった上でやりたいという人が来る。それを極力まずやらせてみると、それだけで地方の元気が出てくると私は思っている。

また、これまでも国が地方に譲っていいと出してもらったものはたくさんあったが、あまりぱっとしたところがなかった。これならいいと国から言われて、地方側はこれならいいと言って、そのキャッチボールになってしまっているところがあって、例えばハローワーク特区の話がそうである。地方のほうが実現できる要素があることについてはぜひともできるような議論をお願いできればと思う。ただ、本来的には地方分権改革の議論であり、きちんと制度として確立してもらって権限移譲をし、義務付け・枠付けを外さなければいけないわけで、特区というのはあくまでも例外であり、そこにばかり逃げ込んでしまって本筋の議論からは離れてしまうということにはならない

ように気をつけなければいけないと思っている。

(白石議員) 基礎自治体などに権限をできるところに渡すというのも、国から見るとやらないところも出てくるわけなので、国の権限が残るわけである。そういう意味で難しい部分があるのだが、住民から見ると、やはり変だという。公営住宅の問題にしても何にしても、なぜ町長ができないのかという部分が住民に説明してもわからない。国が決めるというのは、松前町のことだったら町長が決めればいいのではないかと単純に思ってしまう。そのため、全部よこせなどということはとてもできないし、国の役割、都道府県の役割を考えたときに基礎自治体の役割というものをもう少し住民に身近なものについてはできるだけ権限をおろしてもらう。

確かに昔はなかなか町村などに渡してもという部分があったと思うが、ただ、私などが町長になって採用する職員は、技術的にも能力的にもかなり優秀になってきており、そういう部分はもう少し基礎自治体を信用してもらって、これはやらせようではないかというぐらいのつもりでやっていただくと、我々もそれならやりましょうという話になるのではないかと思う。

(新藤大臣) 結局どの範囲を誰に渡すか、一体どういう形で進めていけばいいのか、 さらにこの権限を誰にどのように渡すかということを判断するのは誰なのだと、ここ のところを工夫しなければいけないのかなと思っている。

やる気があって体制が整っているところはやりたいといっているから、そのことを全国一律にどうぞといったときに、やらないところは手を挙げないと言いつつ、それによって混乱が起きる等などした場合に責任はどうしても考えざるを得ない。とはいえ、特区に入ってしまうと、これはまたそこだけになってしまう。だから、それをどういうふうに整理すればいいかというところに来ていると思う。今までの第1次、第2次の一括法というのは、できるもの、余り大したことがないものだとかも要はできるものとした。本丸はなかなかできないというのは、いい意味でも悪い意味でも影響が大きすぎるからだと思う。

だとすると今の話を聞いていて、では我々が地方分権の推進体制をつくるというときに、今度はどういうものを誰に渡して、渡せる要件はどういうものが整った場合で、整ったか否かのチェックはどうすればいいのかということである。先ほど新しい概念を言っていただいたのだが、例えばよその国はよその国なのだが、しかし、City Regionという考え方からすると、その地域での判断をその地域の英知で、もちろん国も絡んで、というような発想ができるのかどうなのか。

それは多分1つの町等ではなくて、例えば県がまたいでもいいと思うし、市町村が 複数になってもいいと思うのだが、そういう複合的な自分たちで審査機能を持ち実施 機能を持てるようなものを追求していく必要があるのかと先生方の話を聞きながら思 ったのであるが、何かいいアイデアというかポイントがあれば教えていただきたい。 (後藤議員) 考えの整理として、3つ必要なものがある。圏域がどうなのか、意思決 定をどうやって行うか、そこが担う公共サービスは何か、その3つをきちっとクリア にして議論することだと思う。ともすれば移す公共サービスだけ取り上げて議論が進んでしまう。そうではなくて、それをどのくらいの圏域で担うのか、それを具体的に 意思決定する機構がそこにちゃんとつくられるのか、それが3つセットで常に考える ということが大事だと思う。そういう仕組みの国や事例はたくさんあると思う。

(神野座長) ドイツの場合にはゲマインデが基礎にありながら、これはポリセントリックの考え方、多心型に少ししていこうと。そうすればリジリエンス、非常に粘りも強くなっていくという考え方である。

日本でないのは、1つは自然村的なところの結びつき、先ほどの地域力みたいなものを発揮する単位と、行政区画がドイツなどの場合には重ね書きになっているが、日本の場合には、行政区画をつくったときに、もともとヨーロッパで言えば教会をシンボルにしたような同じような生活細胞が集まりながら1つの多心型の地域が先ほどの地図のように放射線状に幾つもできるというようなことがなかなかできにくい。夜の夜景図を見ていただければ、ヨーロッパはドイツも含め放射線状に広がる。日本は五街道方式に街道筋にざっと、夜の夜景図を見ていただければそういうつながりになっている。ただ、日本はヨーロッパと違って平たんではないので、谷合いごとにつながらざるを得ないという側面も考慮していただかないと、ということもあるかと思う。(古川議員) 例えば農地転用だとか介護の話だとか、ハローワークのことなど、知事会は知事会として、市長会は市長会として、共通の強い要望だということで出してもらったリストが既にある。これらについては、もう我々のところでこなした上で出していっているので、特にその中で重点的にお願いしている項目について、全てが無理でも今まで手がつかなかった部分に少しでも手がつくと、今までとは違うという印象

例えば農地転用などは、ずっと前から訴えているのである。結局本当にそこに企業立地の話などがあるのだが、今、九州農政局との協議に3年ぐらいかかっており、その企業はもうとっくにだめになって、また次の企業の話が出てきている。農地転用するときに、どの企業がどれだけ面積を欲しがっているのかまで聞かれる。でも、それで協議を始めたのでは間に合うわけないみたいなところがあったりする。いずれにしても、農地転用については、今度は食料自給率の関係等もあって、むしろ国のほうが関与を強めたという法律改正が行われて、次の法律改正が平成25年度に行われる予定である。そのときに分権的な要素を含めた改正が行われると、まさに有識者会議の結果によることになったとなるのではないかといったところは期待しているところである。

になっていこうかと思う。

いずれにしても、リストはある。それと、仮に少し緩めてもらったとしても、例えば保育所の基準など、国が従うべき基準というのを出している。これをそのとおりしなくてもいい、参考にしてという程度にゆるめるだけで地域の自治体の発意が随分できる。自信のないところは国の基準どおりやっていい。何も全くどうぞ御自由に御勝手にというやり方も1個あると思うが、それが不安だというのであれば一定の基準を

示していただくというのを我々は容認している。

自治体の場合は、実は県の場合だと46の同業他社がおり、大変ありがたいことに、多くの場合、聞けば教えてくれる。そのため、地域的に似ている、ほかの県の様子などを見て我々はこうしていこうかというようなことを決めるということもできていく。その意味でとんでもないことになるとは考えておらず、既に出されたリストの中から地方の側がぜひと言っているものを何個かでも実現できていけば、かなり大きいと言えるのではないかと思う。

(神野座長) 生産的に議論を進めていく上で、本日頂戴した議論を基本にしながら、 私のほうでたたき台になるような資料を次回の会合までに準備させていただき、次回 の会合でそのたたき台をベースにしながら議論を頂戴できればと思っている。

6 次に、新井内閣府地方分権改革推進室次長より、資料3「国から地方への事務・権限 の移譲等」について説明があった。その後、古川議員から提出資料の説明があり、意見 交換を行った。

(新井次長) 地方分権改革については、平成19年に設置された地方分権改革推進委員 会、俗称、丹羽委員会において幅広い検討が行われ、4次にわたる勧告が行われてい る。これに基づき、国と地方の協議の場の設置や義務付け・枠付けの見直し、都道府 県から基礎自治体への権限移譲などを実施してきたが、一方で、国から都道府県等へ の事務・権限の移譲というのは勧告があったのだが、あまり進んでいないという状況 である。平成19年5月に経済財政諮問会議からの提案があり、これを受けて地方分権 改革推進委員会では第2次勧告が出された。その中で国の出先機関の事務・権限116 事項の見直しというものが勧告されて、その後、平成21年3月に工程表というのを決 定したところであるが、平成21年9月の政権交代で事実上ここの工程表は凍結された という状況になっている。また、民主党政権下でも平成22年8月以降、各府省におい て出先機関の事務・権限、473事項といったものを各府省に再検討していただき、そ の結果、全国一律・一斉に移譲可能とされたものや、個々の自治体の発意に応じて選 択的に移譲可能とされた事務・権限などの区分をつけ、移譲事務の候補ということで 地方側に提示したという経緯がある。全国知事会が特に先行的に移管を求めた事務と して、「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域産業の 振興、産学官連携推進に関する事務」、「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」 があり、あわせて検討するということになったが、一方で国の出先機関の事務・権限 を丸ごと広域連合に移すという議論の影響もあり、この検討というのはなかなか進捗 しなかったということである。

今後、新たな体制ができたところで、今までの関係府省における検討内容や地方の 声を踏まえて、まずは国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施していけるよ うに、有識者会議の場においても議論いただければと考えている。

検討の対象は、今までの経緯として、一つには、第2次勧告をもとにつくられたエ

程表の見直し事項116のうち、「地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関する事務」、もう一つには、22年度各府省の検討の中で、各府省において「全国一律・一斉に移譲可能」なもの、あるいは「地方自治体の発意に応じ選択的に移譲可能とされたもの」があると思う。それに加えて、全国知事会が特に移譲を要望した3分野の事務を対象としてはいかがかと考えている。

検討の進め方については、各決定からかなり時間が経っているものもあるので、まず対象について、各府省に改めて移譲の可否等について検討いただき、その結果を5月の有識者会議にも報告して検討した上で、内閣府と関係府省、あるいは地方団体との間で詰めていくというやり方で考えている。その段階で、場合によりこの有識者会議でもヒアリングなどをお願いしたり、関係副大臣の会議等も使うことも考えている。

移譲等の対象については夏頃を目途に一定の結論を得て、そこでうまく結論が出なかったものについても引き続き議論していくというやり方で進めていきたい。

(神野座長) 国から地方への事務・権限の移譲については、先ほどもお話があったが、 受け皿は主として道府県ということを想定せざるを得ない。

(古川議員) もともと分権改革の分野としては、義務付け・枠付けというものもあり、例として保育所の設置基準、これを条例に委任するということで、さまざまな自治体の取組が可能になっていくだろうと思っている。例えば公立保育所では、給食の事務、調理事務の外部委託が可能だが認可保育所では駄目だとか、乳児保育において准看護師は保育士としてカウントされないとか、こうしたことがスムーズに進んでいけば、(女性労働力率の) M字カーブの解消にもつながっていくだろうと思っているところである。

また、子育てにおいて全て行政が準備している子育て支援システムに頼らないということが広く行われている地域における保育所の存在と、東京のような大都市部の保育所の存在というのは違っていると思う。それを現在は厚生労働省がきめ細かく把握して、それぞれの地域に合った特例をたくさん事細かくつくっているが、それよりは、あなたたち考えなさいと言っていただく方が責任は持てるということである。

権限が欲しいのではなく、責任をとらせていただきたいと訴えている。

義務付け・枠付けの話であるが、介護施設の基準が国基準にならなくてはいけないということで介護保険健施設と障害福祉施設の共用ができない。また、農地転用の話も、せっかく地方に話があるときに、なかなかタイムリーに対応できない。農業がどうなってもいいとは全く思っていませんで、市長から言われたのは、大規模化を進めていけばいくほど必要な農家の人員は少なくて済んでしまう。その人たちをどうやって食べさせていくのかということをもっと考えてほしいということを言われている。地域交通も自治体の権限がほとんどないが、今、地域交通の問題は大変な問題になっている。こうしたことについてもベストミックスがあるのではないか。教育委員会の選択制については、必置規制の見直しも含め、中教審の議論に期待しているが、分権改革というのが極めて幅の広い内容を含んでいるということを御理解いただきたい。

今後の進め方としては、基本的に異論はないが、これまでの自己仕分けで地方に渡してもいいと言われたA-a等の事務・権限だけではなく、駄目と言われた国に残すべき事務・権限という整理になっているものも配っていただきたい。その中には、第2次分権改革の勧告で出されていたころよりも引いてしまっているようなものもある。まず実はここまで来ていたのだということを是非議員の皆様には確認をしていただきたく、その意味でも是非そういった資料提供を次回お願いできればと思うところである。特にハローワーク、農地転用、地域交通、さらにはベンチャー企業の支援などの中小企業支援、こうしたものについては是非地域の創意工夫でやることによって、安倍内閣が目指している地域から元気をというのと、地域から成長の活力を、そこが実現することにつながっていくと思っているところである。

(森議員) 整理の仕方として、まずは国から地方へという方向については、最初の取組としてはそういう整理が妥当かと思う。都道府県と市町村という議論まで一緒にやるとなかなか前に進まないだろうと思うので、まずは国から地方へということに的を絞って、その際、先ほど知事会から提案のあったことも加えて対象にしていくという提案であったから、まずはそこの議論を詰めていくということで話を進めてはどうかと、全く同意したい。

(白石議員) 国からまず都道府県へ渡して、都道府県と今度は基礎自治体、市町村の間で協議をするという形になると思う。市町村の立場から言うと、今度は権限をもらった県とどうやるかという問題が出てくるが、そういう流れにしていくのが順序だろうと思う。

7 最後に、新藤内閣府特命担当大臣(地方分権改革)から以下の主旨の挨拶があり、閉会した。

(神野座長) 議題 1 「地方分権改革の在り方について」は、次回の会議でたたき台を 準備して議論をしたいと考えている。「国から地方への事務・権限の移譲等について」 は、自公政権以来の議論されている課題でもあり、これまでの議論の成果を生かしな がら、議論を着実に前に進めていく必要があると思っているので、要望事項をしっか りと踏まえながら検討していく必要があるという感じを持っている。

(新藤大臣) 大変有意義な御議論をいただいたことに感謝。なかなか発言の時間がなく、話したいことがまだまだあるのではないかと思うが、是非次回以降、フリートークの場をなるべく増やして、いただいた意見をもとにさらに展開することが非常に重要ではないかと思っている。その意味で、今日は議題1「地方分権改革の在り方について」は、それぞれ非常に貴重な意見をいただいていると思っている。基本として任せられるものは任せてほしいという要望にどうお応えしていくかということだと思うが、その場合には、地域力を向上させなければいけない、その中で地域がそれぞれ全国一律のものにはならないのだと、そういう多様性の中で分権の要望をどうやって取り組んでルール化していくかということが重要だと、改めて感じている。

先ほど問題提起したが、どのような圏域でどういう審査をして、誰が決定して、そこで行うべき公共サービスはどういったものが必要かということを打ち立てた上で、それに必要な権限、義務付け・枠付けがあるのではないかという整理をしていかないと、一個一個の潰し合いみたいな議論ではなく、実現するためにはそれが必要であるとか、一度そういう整理をしたほうがいいと思っている。

なぜかというと、前政権下の今までの地域主権戦略会議というのは、政策審議機能と調査機能が混在していて、結局その会議を何のためにやっているのかという問題があり、あえて分離させた。そのため、これはやるべきだ、できるだろうという議論は、事務方も含めて、地方分権改革推進本部で強烈に議論ができている。そこに乗せるためにはどういう整理が必要かというのを有識者の先生方に是非整理していただきたいと思ったわけであり、その意味で、すばらしい先生方に議員になっていただいたと思っている。

次回の会議については、4月26日(金)でよければ予定を組んでいただきたい。また、5月の中旬に予定されている経済財政諮問会議では地域や地方分権といった問題が出ると思われており、5月13日(月)の週に第3回目を行い、そこで中間取りまとめのようなものができればありがたいと思う。

神野先生にたたき台もつくっていただけるということで、メーリングリストをこちらで用意させていただいて、それぞれ御意見いただけるように事前にやりとりをし、 また議員同士のやりとりもしていただけるならばそれもありがたい。

また、第3次一括法案については、私のほうで再三にわたって各閣僚に対し協力依頼をし、打ち上げたものは実現させるという形で内閣においての共有は進んでいるので、御報告させていただきたいと思う。

本日は時間のない中で本当にすばらしい議論をいただいたが、ここは節目になると思うので、しっかりとよい提案ができるようにやっていきたいと思うので、よろしくどうぞお願いする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)